

くらしの伝言板

受給者証更新のお知らせ

重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費・子ども医療費

現在交付している各種医療費受給者証の有効期限は、令和2年7月31日までとなっています。8月以降の受給者証は7月下旬に発送予定ですが、次の事項に該当する方は7月中旬までに届け出をしてください。

○転入された方

令和2年1月2日以降に訓子府町に転入された方は、前住所地の市区町村から生計維持者の「令和2年度所得課税証明書」を取り寄せて提出してください。

なお、非課税世帯（世帯全員が住民税非課税）として認定を受けるためには、世帯全員の所得課税証明書が必要です。

○健康保険に変更があった方

各種医療費助成の対象になっている方で、健康保険に変更があった場合には、速やかに届け出をしてください。

○生計維持者に変更があった方

○父子家庭の方も「ひとり親家庭等医療費助成」の対象となります

■問合せ 福祉保健課医療給付係

指定難病などの各受給者証に係る有効期間の延長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「令和2年3月1日から令和3年3月28日まで」に有効期間が満了となる受給者証が今回に限り、有効期間の満了日を1年延長しました。

現在お持ちの受給者証を引き続き使用することとなります。あらかじめ病院と薬局にもお知らせしています。

【例】満了日が令和2年9月30日⇒令和3年9月30日

※今回に限り、保健所への更新申請と診断書は不要です。

■対象となる受給者証

- 特定医療費（指定難病）受給者証
- 小児慢性特定疾病医療費受給者証
- 肝炎治療特別促進事業受給者証
- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業受給者証
- 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者証

- ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重度患者対策医療給付事業受給者証
- 特定疾患治療研究事業受給者証
- ※有効期間が6か月のものは延長期間も6か月です。

■留意事項

- 住所や氏名、健康保険証、自己負担上限額が下がるなど、記載内容に変更がある場合は、新たに受給者証を発行しますので、北見保健所で変更申請などを行ってください。
- 令和3年（2021年）の更新については、改めてご案内する予定ですが、例年どおり更新申請や診断書などが必要となりますので、ご承知おきください。

■問合せ

- ・北見保健所健康推進課保健係
(☎ 24-4173)
- ・北海道保健福祉部地域保健課難病対策係
(☎ 011-231-4111 内線 25-521)

福祉保健課 ☎ 47-5555

総合福祉センター
窓口7番

各種がん検診・ピロリ菌検査・ 特定健康診査などを実施

○とき 7月13日(月)・14日(火)・15日(水)

受付時間 6時～10時30分

○ところ 町公民館講堂

※14日のみ日ノ出地区ふれあいセンター

○対象

・各がん検診 今年度で30歳以上の方

※前立腺がん検診は50歳以上の男性の方。

・肝炎検査 今年度40歳以上の方（今までに肝炎ウイルス検査を受けたことがない方）

・エキノコックス症検診

次の地区にお住まいの小学校3年生以上の方で、過去5年間エキノコックス症検診を受けていない方

対象地域：東幸町、西幸町、大谷、緑丘、開盛、常盤、美園

・特定健診 健診当日に国保に加入されている方のうち、今年度で40歳以上の方

・後期高齢者健診 後期高齢者医療制度に加入されている方

・町民健診 生活保護世帯の方、20歳～39歳までの方（保険は関係ありません）

○料金

- ・胃がん 1,200円
- ・肺がん 300円
- ・大腸がん 300円
- ・前立腺がん 400円
- ・ピロリ菌検査 300円
- ・特定健診 1,200円
- ・後期高齢者健診 1,200円
（基本項目のみ500円）
- ・町民健診 1,200円

※誕生検診に該当する方は、無料で受診できます。

・エキノコックス症検診 300円

・肝炎検査 無料

○申込み・問合せ 福祉保健課健康増進係

戦没者追悼式は中止します

新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、参加されるご遺族、関係者の皆さんの安全・安心を優先するため、7月15日に開催を予定していました「訓子府町戦没者追悼式」は、中止することとしました。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

社明運動にご理解とご協力を

犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め犯罪や非行のない地域社会を築くため、7月の1か月間、全国一斉に「社会を明るくする運動」が展開されています。

本町においても、この運動の一環として次の活動が予定されています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した運動の展開となりますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

■啓発運動

- ・小中学生へ啓発資材配布
- ・懸垂幕の設置（役場庁舎）
- ・町内各所にのぼり旗の掲出、ポスター貼付

■問合せ 町社会福祉協議会（☎ 47-3536 総合福祉センター内）